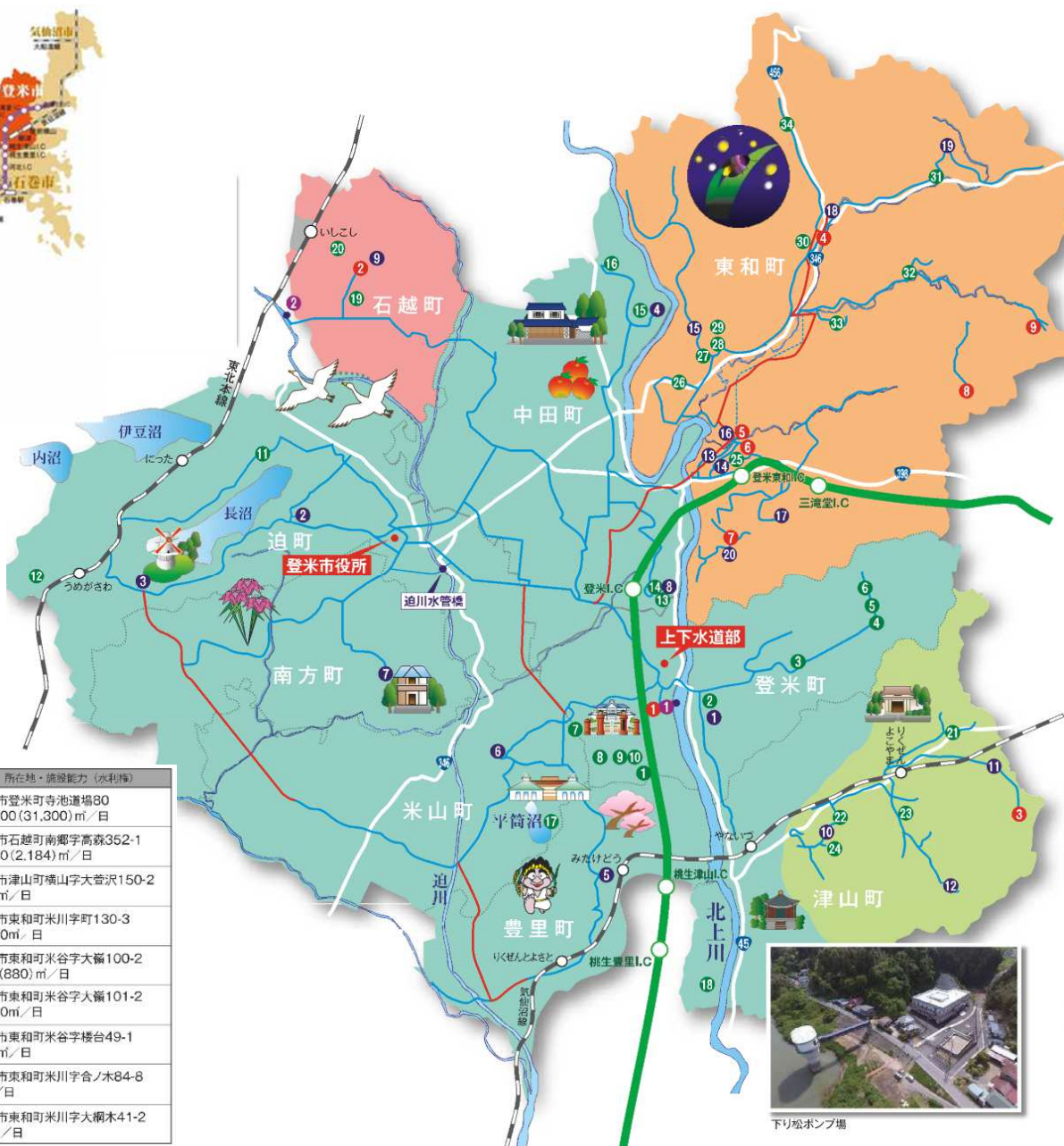


・ 水道事業の現状と課題について



水道事業の概要



行政区域面積
536.09km²
(東京23区627.57km²)

計画給水区域面積
541.09km²

導・送・配水
管路総延長 (R6年度)
1,413km

給水人口 (R6年度)
71,145人

施設名	所在地・施設能力 (水利権)
① 保呂羽浄水場	登米市登米町寺池道場30 30,700 (31,300) m ³ /日
② 石越浄水場	登米市石越町南郷字高森352-1 2,100 (2,184) m ³ /日
③ 大萱沢浄水場	登米市津山町横山字大萱沢150-2 840 m ³ /日
④ 米川浄水場	登米市東和町米川字130-3 1,440 m ³ /日
⑤ 錦織浄水場	登米市東和町米谷字大橋100-2 810 (880) m ³ /日
⑥ 米谷浄水場	登米市東和町米谷字大橋101-2 1,220 m ³ /日
⑦ 楼台浄水場	登米市東和町米谷字楼台49-1 121 m ³ /日
⑧ 合ノ木浄水場	登米市東和町米川字合ノ木84-8 8 m ³ /日
⑨ 大綱木浄水場	登米市東和町米川字大綱木41-2 10 m ³ /日



下り松ポンプ場

◎印は自家発電機を設置している施設

- 旧町域界
- 主要配水管
- 緊急時用連絡管
- 保呂羽水系
- 石越水系
- 東和水系
- 大萱沢水系

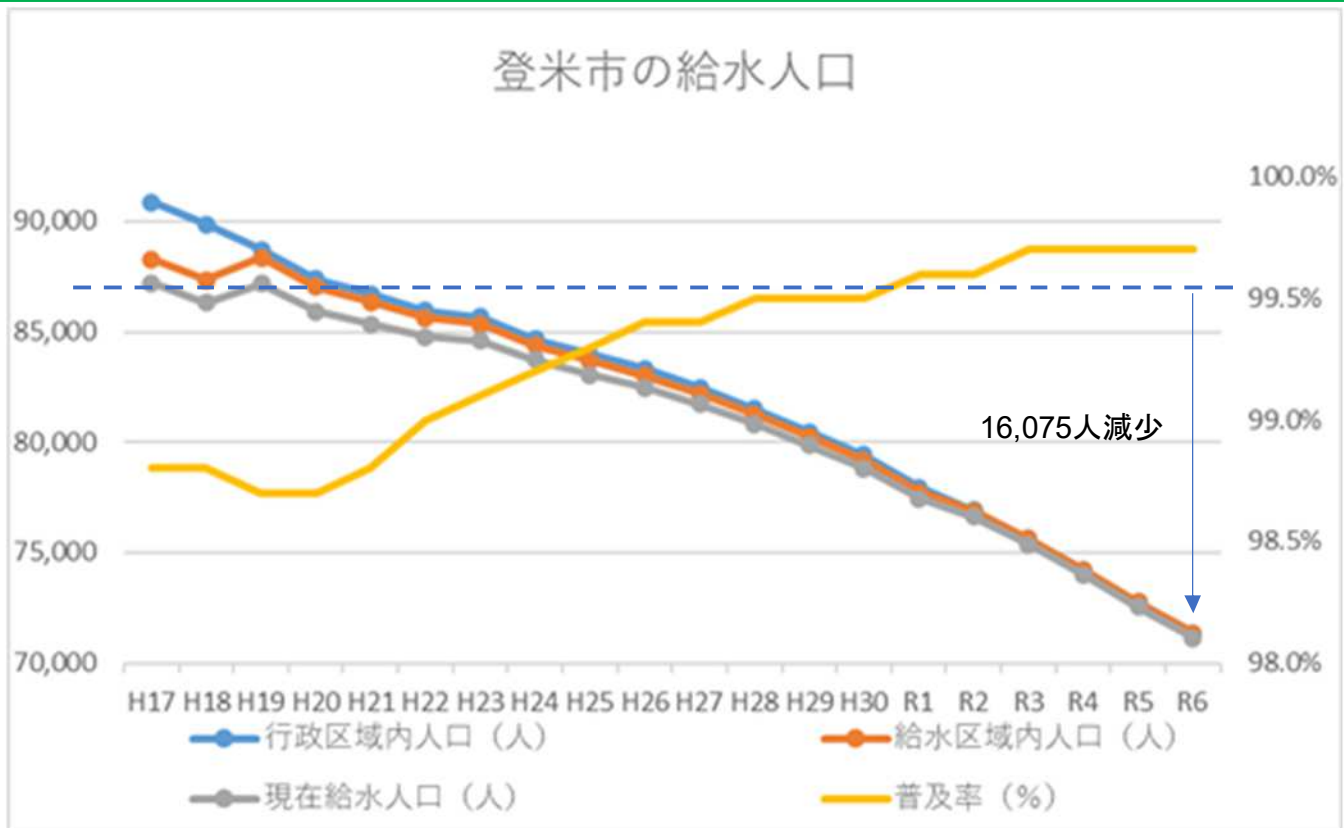
水道事業の概要〔浄水場の概要〕

施設名	給水開始年月	給水区域	施設能力	連絡管有無	水源	処理方式
保呂羽浄水場	昭和52年6月	迫町、中田町、登米町、南方町、米山町、豊里町、津山町柳津地区、石越町(一部)	30,700m ³ /日	有	北上川水系北上川（表流水）	薬品沈殿・急速ろ過、塩素滅菌
石越浄水場	平成16年2月	石越町	2,100m ³ /日	有	北上川水系迫川（表流水）	薬品沈殿・急速ろ過、塩素滅菌
大萱沢浄水場	平成10年1月	津山町横山地区	760m ³ /日	無	大萱沢（湧水）	沈殿池・緩速ろ過、塩素滅菌
米川浄水場	昭和47年3月	東和町米川地区、米谷地区(一部)、錦織地区（一部）	1,420m ³ /日	有	北上川水系二股川（地下水）	塩素滅菌・紫外線・脱炭酸処理
錦織浄水場	昭和32年4月	東和町錦織地区、米谷地区(一部)	850m ³ /日	有	北上川水系大関川（伏流水）	薬品沈殿・膜ろ過、塩素滅菌
米谷浄水場	昭和55年3月	東和町米谷地区	1,200m ³ /日	有	北上川水系大関川（地下水）	塩素滅菌、紫外線処理
楼台浄水場	平成12年4月	東和町楼台地区	110m ³ /日	有	北上川水系恩田川（地下水）	ろ過タンク方式・塩素滅菌
合ノ木浄水場	平成17年4月	東和町合ノ木地区	8m ³ /日	無	北上川水系合ノ木川（表流水）	膜ろ過・塩素滅菌
大綱木浄水場	平成17年4月	東和町大綱木地区	10m ³ /日	無	北上川水系上鱒淵川（表流水）	膜ろ過・塩素滅菌

水道事業の概況

①人口の概況

登米市の行政区域内人口は平成17年度(合併当初)から平均で毎年1,025人程度減少を続け、令和6年度末で71,370人となりました。また、給水人口は71,145人で平成17年度末と比較し、16,075人減少しています。給水普及率は99.7%となっていますが、給水人口が大幅に減少しており、水道事業における収入の減少に直結する問題となっています。



○行政区域内人口
平成17年 90,850人
↓
令和6年 71,370人
19年間で19,480人減少

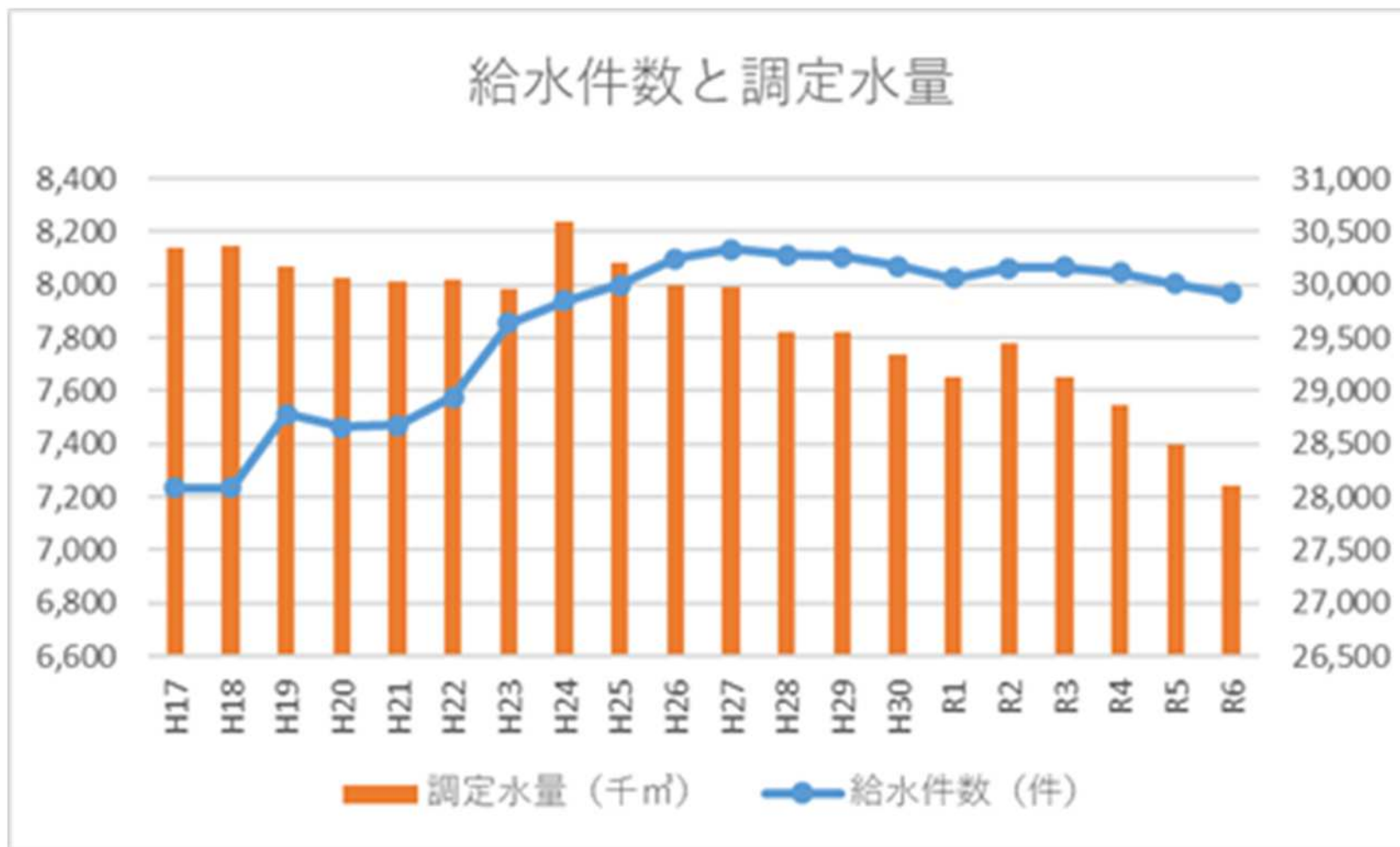
○給水人口※
平成17年 87,220人
↓
令和6年 71,145人
19年間で16,075人減少

※給水人口：水道により給水を受けている人口

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口 (人)	90,850	89,867	88,708	87,379	86,697	85,965	85,650	84,672	83,991	83,321	82,487	81,511	80,476	79,417	77,959	76,912	75,628	74,228	72,754	71,370
給水区域内人口 (人)	88,286	87,342	88,348	87,033	86,358	85,645	85,328	84,381	83,680	83,019	82,200	81,248	80,231	79,182	77,738	76,889	75,606	74,217	72,750	71,363
現在給水人口 (人)	87,220	86,300	87,159	85,903	85,354	84,759	84,602	83,712	83,053	82,480	81,719	80,830	79,841	78,820	77,444	76,617	75,369	73,992	72,528	71,145
普及率 (%)	98.8%	98.8%	98.7%	98.7%	98.8%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%

②給水件数と調定水量※の推移 ※調定水量:水道料金の算定の基礎となる水量

市内における世帯数の増加に伴い、給水件数は増加傾向となっていました。平成27年をピークに減少しています。また、調定水量も東日本大震災の影響により仮設住宅や賃貸住宅の増加により一時的に増加しましたが、減少傾向となっています。令和2年度において給水件数が増加していますが、隣接市から受水していた地区が新たに給水区域に加わったためです。

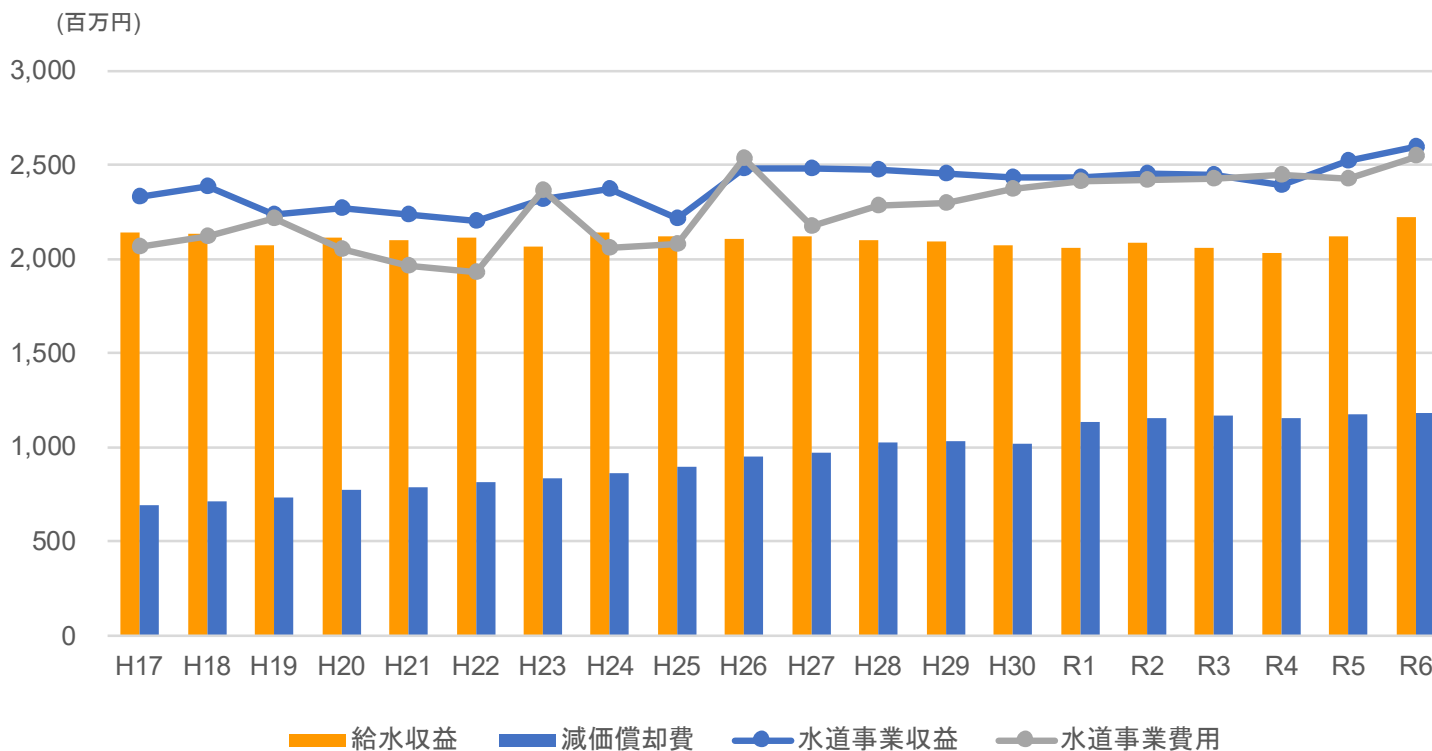


項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
給水件数 (件)	28,086	28,089	28,786	28,658	28,675	28,946	29,642	29,851	30,002	30,247	30,333	30,281	30,267	30,172	30,065	30,155	30,167	30,114	30,006	29,921
調定水量 (千㎡)	8,137	8,143	8,072	8,023	8,011	8,018	7,987	8,235	8,081	8,001	7,989	7,825	7,822	7,737	7,652	7,778	7,654	7,545	7,398	7,245

財政収支の状況

- 水道事業収益の8～9割が給水収益によるものとなっています。
- 水道事業費用は管理運営費、減価償却費等により構成されます。水道施設の整備を進めてきたため、減価償却費は増加傾向となっています。

財政収支の状況



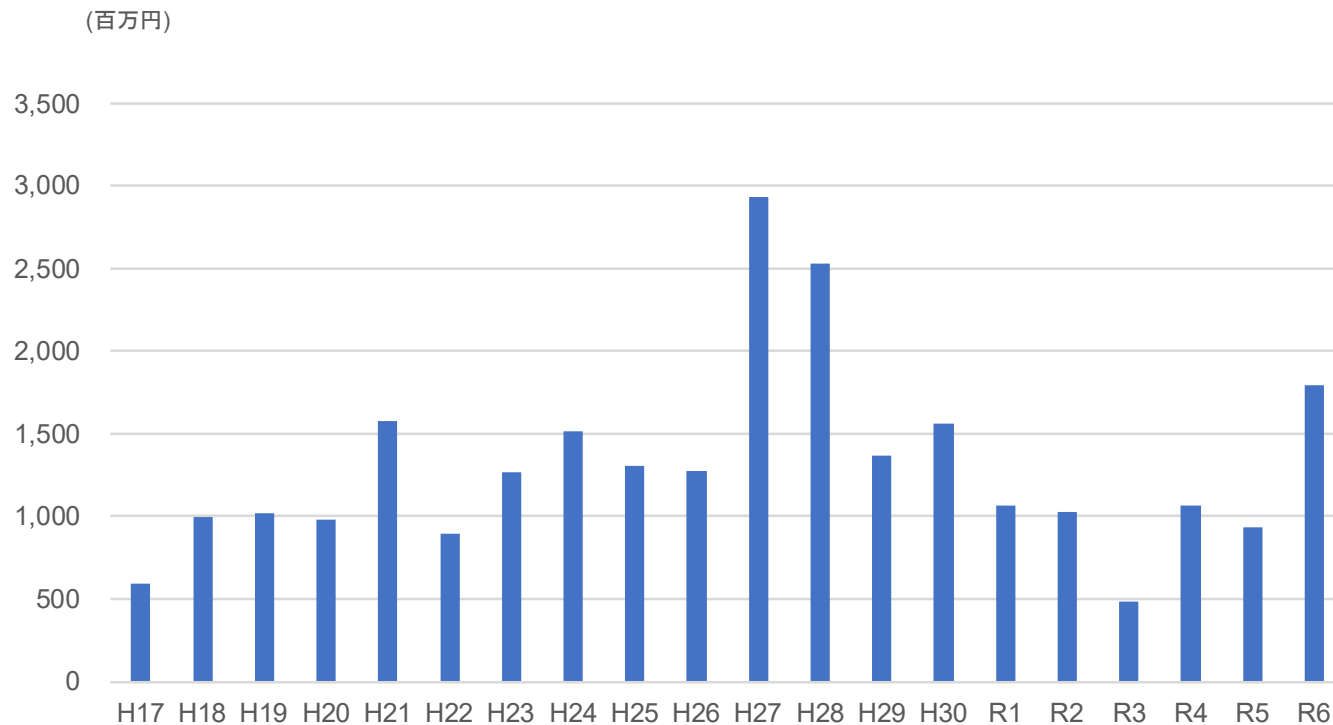
○令和5年9月の水道料金の改定により、令和5年度の給水収益が増加しています。

項目	実績																			
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水道事業収益	2,332	2,382	2,238	2,272	2,234	2,202	2,315	2,373	2,214	2,482	2,480	2,476	2,450	2,432	2,435	2,454	2,445	2,392	2,522	2,596
給水収益	2,140	2,132	2,072	2,114	2,100	2,111	2,063	2,141	2,121	2,108	2,121	2,098	2,090	2,071	2,055	2,084	2,055	2,032	2,122	2,219
水道事業費用	2,065	2,122	2,214	2,052	1,965	1,929	2,366	2,058	2,077	2,532	2,172	2,283	2,298	2,369	2,413	2,421	2,422	2,444	2,424	2,546
減価償却費	689	714	734	773	787	814	833	861	896	953	971	1,022	1,030	1,015	1,131	1,153	1,165	1,155	1,172	1,183

建設改良費の推移

○建設改良費は、平均で約14億円ほどで推移しています。
 平成27年度～28年度は下り松ポンプ場、新田配水池関連の整備事業を行ったため、例年に比べ多額の建設改良費を計上しています。
 令和6年度は保呂羽浄水場再構築事業により増加しています。

建設改良費の推移



○平成27年度
 建設改良費29億円のうち
 下り松ポンプ場工事
 約7.5億円
 新田配水池工事
 約11.2億円

○平成28年度
 建設改良費25億円のうち
 下り松ポンプ場工事
 約10.0億円
 新田配水池工事
 約4.6億円

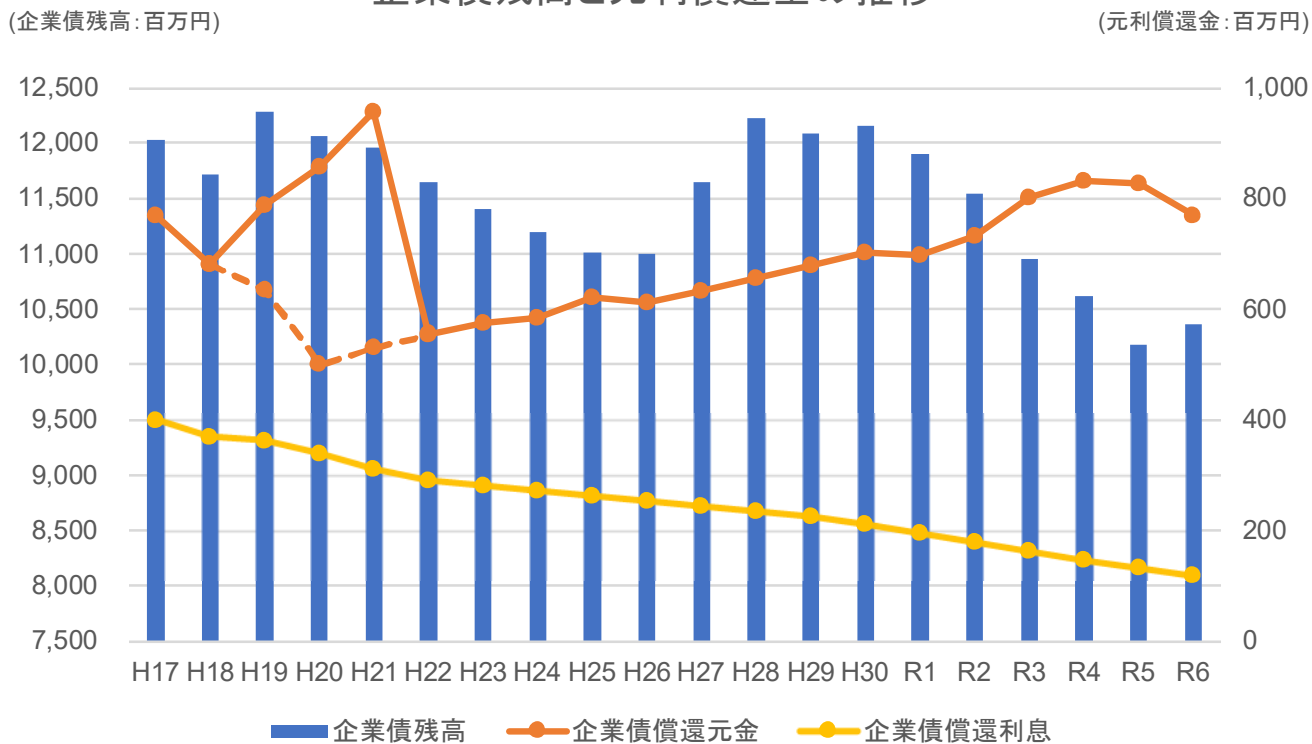
(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建設改良費	592	991	1,016	982	1,577	890	1,264	1,510	1,304	1,270	2,935	2,533	1,364	1,563	1,062	1,022	479	1,061	928	1,794

企業債現在高の推移

- 企業債残高は平成26年度まで繰上げ償還等により、減少傾向にありましたが、H27～28に下り松ポンプ場・新田配水池整備の建設投資に借入を行ったことで、一時的に120億円台まで増加しましたが、再び減少傾向にあります。
- 今後は保呂羽浄水場再構築事業の影響により増加が見込まれます。

企業債残高と元利償還金の推移



○平成19～21年度は繰上償還を行い、借換債を発行しています。点線部分は、元金償還額から借換債発行額を差し引いた「実質的な元金の償還額」の推移を示しています。

≪借換債発行額≫
 平成19年度 152,700千円
 平成20年度 357,700千円
 平成21年度 426,600千円

(単位: 百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
企業債残高	12,031	11,715	12,284	12,061	11,963	11,641	11,402	11,192	11,011	11,000	11,650	12,220	12,088	12,159	11,899	11,538	10,954	10,615	10,172	10,366
企業債償還元金	768	681	787	858	957	555	574	585	621	611	632	655	679	701	698	733	801	832	827	770
借換債除き		681	634	500	530	555														
企業債償還利息	400	369	363	338	312	290	281	272	262	253	244	234	225	211	196	180	163	146	132	119

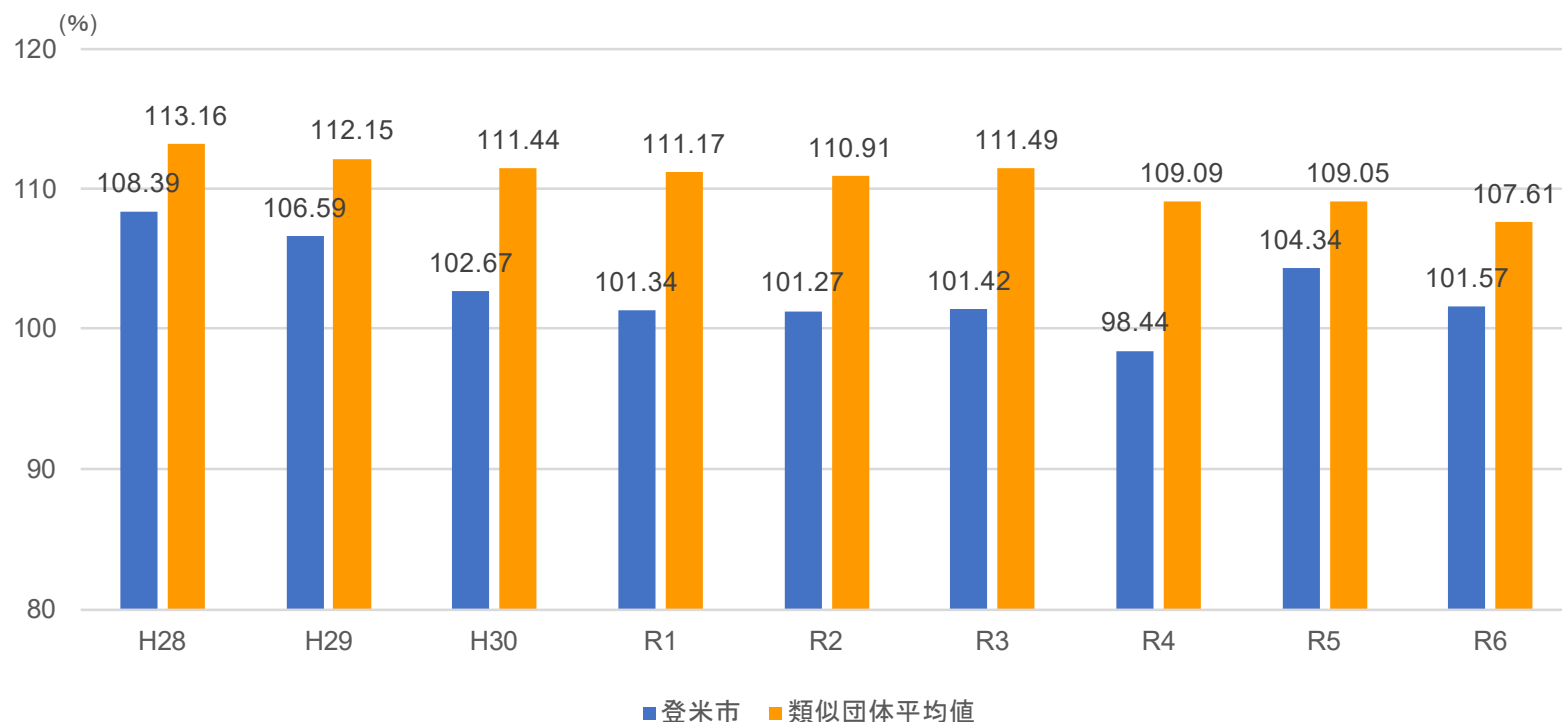
経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率

経常収支比率とは、給水収益や一般会計繰入金等の収益(経常収益)で、維持管理費や企業債利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、単年度の収支が黒字となる100%以上になっている必要があります。

登米市では、減価償却費・委託費等の増加に伴い、その比率は下降傾向にあり、令和4年度100%以下となったものの、令和5年9月の料金改定により令和5年度決算以降、再び100%以上となりました。

類似団体との比較(経常収支比率:H28~R6)



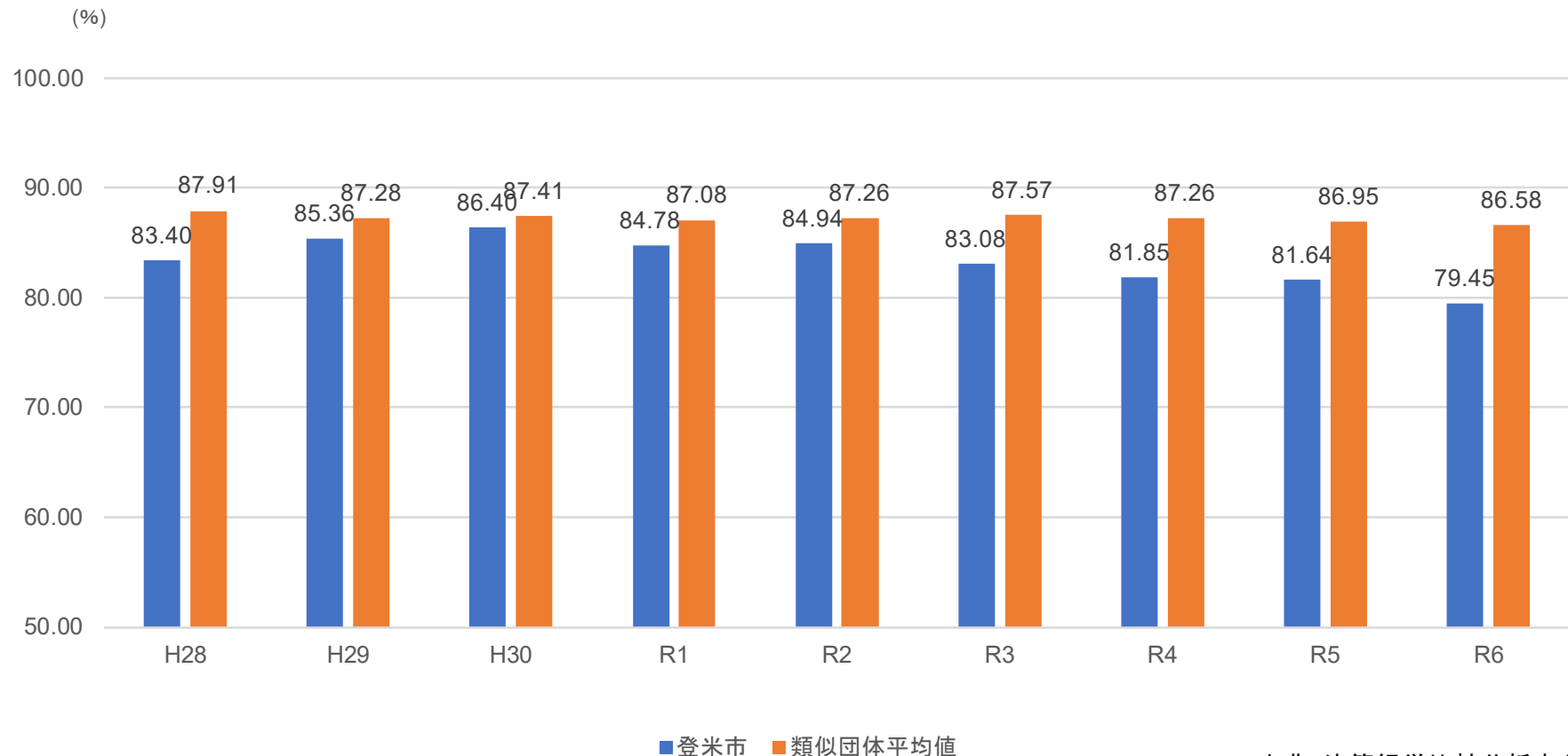
出典: 決算経営比較分析表(R6)

経営の健全性・効率性に関する指標

②有収率

有収率とは、配水量に対する有収水量の割合で、施設の稼働が収益に繋がっているかを示す割合です。100%に近いほど施設の稼働が収益に反映されているといえます。
登米市は、年々下降傾向にあり、令和6年度末で類似団体平均との差が7.13ポイントとなっています。

類似団体との比較(有収率:H28~R6)



出典: 決算経営比較分析表(R6)

登米市の水道料金

令和7年4月1日現在、日本の水道事業者は1,265団体あり、
登米市の水道料金は高い順番で3番目、宮城県内では2番目です。

登米市の水道料金	全国平均	全国最高	全国最低
3,220円	1,624円	3,550円	374円
(登米市との差)	△1,596円	330円	△2,846円

※一般家庭、一ヶ月、10m³(立方メートル)使用した場合



1. 安全で安定した水を供給できる水源が少ない

- ・ 水源は北上川に頼らざるを得ない

2. 水道給水区域が広く、集落が点在している

= 経営効率（施設の使用効率）が悪い

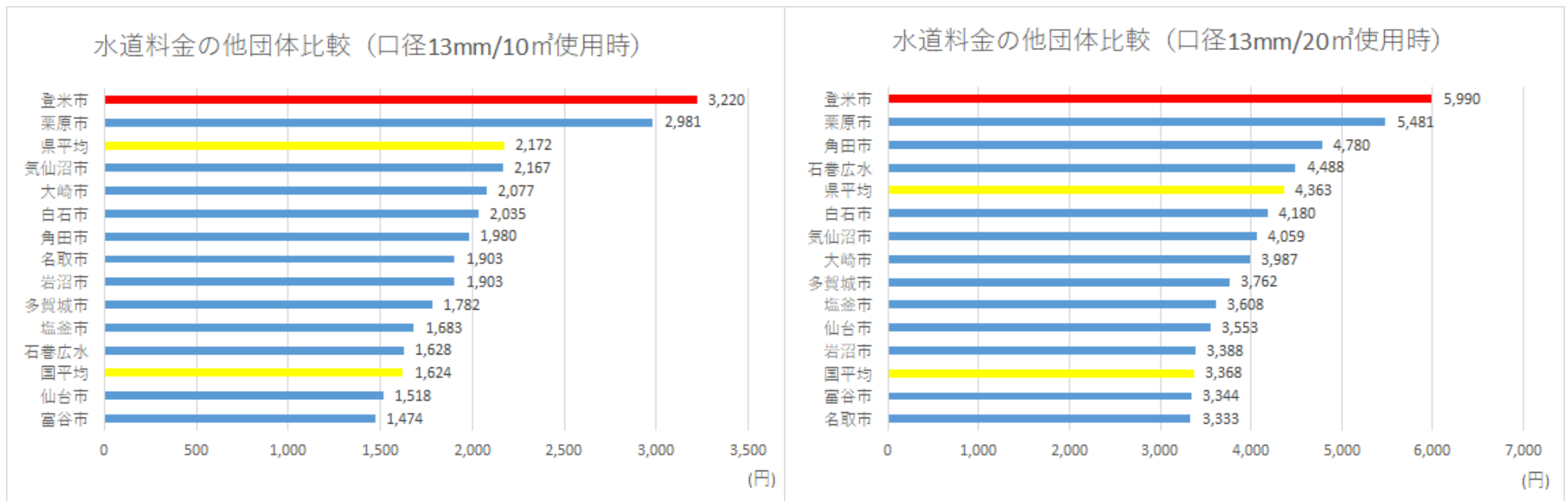
- ・ 施設に要する費用が大きい
- ・ 大口の需要家が少ない
→ 料金回収は一般需要家が中心

3. 施設建設の財源の多くが企業債（借金）であったため、その返済に要する費用が多い

- ・ 水道料金で借金返済

水道料金の県内他市比較

○県内13市(東松島は石巻広水※に含む)及び国・県平均との比較 ※石巻地方広域水道企業団の略称名
令和7年4月1日現在、一般家庭用の口径13mmにおいて、10^m3使用時・20^m3使用時のいずれも県
内で1番目の料金となっています。
水道事業は、水道料金で経営する「独立採算制」が基本であり、料金は団体毎の実情に沿った金額
を設定しています。



出典:水道料金表(R7.4.1現在) 日本水道協会

水道料金の経緯

○合併当初の水道料金は、市制移行前の旧：登米地方広域水道企業団において平成16年度に改定した水道料金表を適用しています。

○市制移行後、平成19年度に横山簡易水道事業を統合し、料金を統一したため津山町横山地区で段階的な料金値上げを行い、その後、平成26年4月・令和元年10月に2度の消費税改定に伴った料金の改正を行っております。

口径種別及び メーター口径 (mm)		合併当初(H17)～				H26.4 (消費税率5%→8%)～				R1.10 (消費税率8%→10%)～			
		基本料金 (1ヵ月あたり)	従量料金			基本料金 (1ヵ月あたり)	従量料金			基本料金 (1ヵ月あたり)	従量料金		
			水量区分 (m ³)	料金 (1m ³ につき)			水量区分 (m ³)	料金 (1m ³ につき)			水量区分 (m ³)	料金 (1m ³ につき)	
小口径	13 20	1,260円	A	1～10	140円	1,296円	A	1～10	144円	1,320円	A	1～10	147円
			B	11～50	245円		B	11～50	252円		B	11～50	257円
			C	51～	255円		C	51～	262円		C	51～	267円
中口径	25	23,100円	A	1～100	155円	23,760円	A	1～100	159円	24,200円	A	1～100	162円
	30	31,500円	B	101～400	170円	32,400円	B	101～400	175円	33,000円	B	101～400	178円
	40	36,750円	C	401～	190円	37,800円	C	401～	195円	38,500円	C	401～	199円
大口径	50 75	105,000円	A	1～500	155円	108,000円 172,800円	A	1～500	159円	110,000円 176,000円	A	1～500	162円
		168,000円	B	501～2,000	180円		B	501～2,000	185円		B	501～2,000	189円
			C	2,001～	200円		C	2,001～	206円		C	2,001～	210円
	100	1,260,000円	A	～10,000	-	1,296,000円	A	～10,000	-	1,320,000円	A	～10,000	-
			B	10,001～15,000	95円		B	10,001～15,000	98円		B	10,001～15,000	100円
			C	15,001～20,000	105円		C	15,001～20,000	108円		C	15,001～20,000	110円
D			20,001～	115円	D		20,001～	118円	D		20,001～	120円	

※上記金額は消費税及び地方消費税を含みます。

水道料金の経緯

- 現行の料金体系における一般家庭(小口径13・20mm)への負担抑制を維持する料金改定としました。
- 基本料金は、利用者が公平に負担するものとして、現行単価に一律15%を上乗せする改定としました。
- 従量料金は、逓増制を維持し、逓増度を緩やかにするため、一定の金額(18円:税抜)を上乗せする改定としました。

水道料金表 (税込み) 【令和5年10月から】 《平均改定率:15%》

単位:円

メーター口径(mm)	基本料金				区分	水量区分	従量料金 (1m ³ あたりの料金)				従量料金(現行)の逓増度(最高単価/最低単価)	従量料金(改定)の逓増度(最高単価/最低単価)
	現行	改定後	増加額	増加率			現行	改定後	増加額	増加率		
13 20	1,320	1,540	220	16.7%	A	1 ~ 10	147	168	21	14.3%	1.82	1.71
					B	11 ~ 50	257	277	20	7.8%		
					C	51 ~	267	287	20	7.5%		
25	24,200	27,830	3,630	15.0%	A	1 ~ 100	162	181	19	11.7%	1.23	1.20
30	33,000	37,950	4,950	15.0%	B	101 ~ 400	178	198	20	11.2%		
40	38,500	44,330	5,830	15.1%	C	401 ~	199	218	19	9.5%		
50	110,000	126,500	16,500	15.0%	A	1 ~ 500	162	181	19	11.7%	1.30	1.27
75	176,000	202,400	26,400	15.0%	B	501 ~ 2000	189	209	20	10.6%		
					C	2001 ~	210	229	19	9.0%		
100	1,320,000	1,518,000	198,000	15.0%	A	1 ~ 10000	—	—	—	—	1.20	1.17
					B	10001 ~ 15000	100	119	19	19.0%		
					C	15001 ~ 25000	110	129	19	17.3%		
					D	25001 ~	120	139	19	15.8%		

※口径13mm、20mmにおける水量区分1m³~10m³については、逓増度を抑えるため1円多く改定(19円:税抜)

水道料金・下水道使用料等の検討について

- 水道事業及び下水道事業は、企業会計の原則に基づき、独立採算方式で行われるものであり、事業運営の健全性・安定性には、適切な料金収入の確保が不可欠である。
- 人口減少等に伴う料金収入の減少や、物価・人件費の上昇による維持管理費の高騰、老朽化した施設の更新に多大な費用を要する中、財政基盤の強化を図るため、料金水準及び料金体系等を見直し、適切な料金のあり方について検討を行うものである。

既存計画の概要①

(1) 登米市上下水道事業ビジョン(令和8(2026)年3月策定)

- 令和5年9月に料金算定期間の経常収支比率が100%以上となるように、平均改定率15%の料金改定を行った。
- 本市の水道料金は他事業体と比較して高額であることを認識して費用の削減を図るとともに、ダウンサイジングの中でも安全・安心な水の供給や次世代へ安定した施設を維持・継承できるような料金設定を検討する必要がある。
- 経費削減や効率的な経営に努めるとともに、経営状況や社会経済情勢の変化を的確に把握し、水道料金の体系・金額が適正なものであるかを毎年度検証する。
- 料金改定にあたっては、経営指標を定めた上で料金算定期間である4年ごとに水道料金の見直しを行い、安定した経営を目指す。
- 水道料金の改定が必要となった際に市民の皆さまにご理解いただけるよう、日頃から市のホームページや広報などを活用し、上下水道事業の現状や財政状況、経営計画等について積極的に情報発信を行い、十分な説明責任を果たしていく。

既存計画の概要②

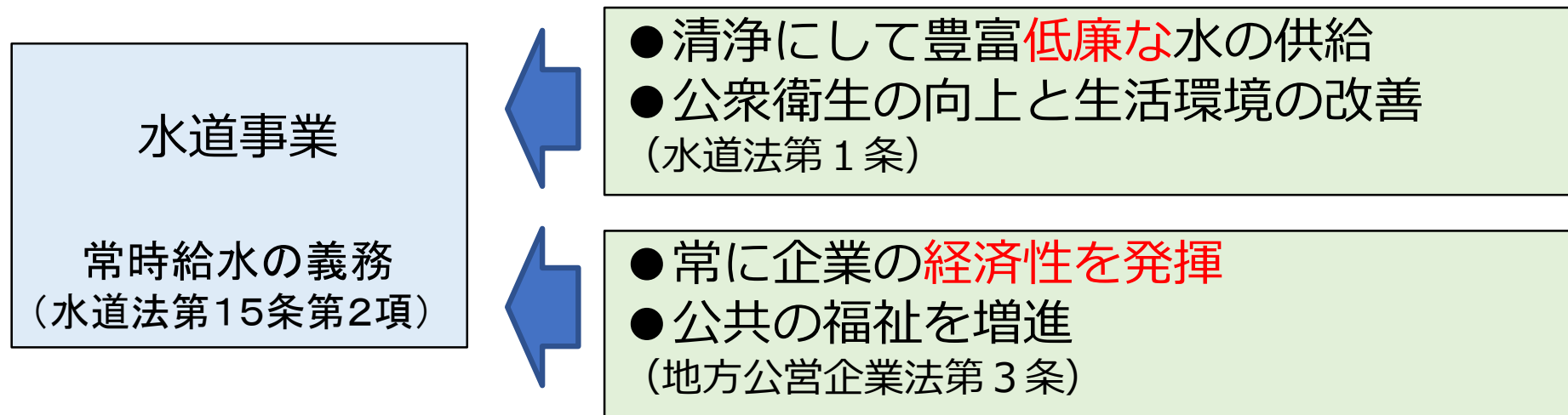
(2) 経営戦略(令和6(2024)年3月改訂)

投資・財政計画(収支計画)の試算にあたって、水道料金の改定シミュレーションを行い、その内容は次のとおりとした。

- ① 令和5年度から令和8年度の4年間の算定を行い、令和5年9月に平均改定率15%の料金改定を実施
- ② 利用者の口径に見合った負担を求めることを原則とする。
＜口径別料金体系の継続＞
- ② 令和9(2027)年度の料金改定(4年ごとの料金の見直し)を想定。

基本的事項 経営の基本原則

経営の基本原則



- ・ 水道法第1条
「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」
- ・ 地方公営企業法第3条
「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」
- ・ 水道法第15条第2項
「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない」

基本的事項 独立採算の基本原則

独立採算の基本原則

・ 地方公営企業法第17条の2 第2項
企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」



「独立採算制の原則」
水道事業は、水道料金などの収入によって
運営される

原則として、税金は使わ
れていない

例外 **一般会計や他の特別会計が負担することを認めている経費**
(地方公営企業法第17条の2 第1項)

ア. 性質上、地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費
例) 公共の消防のための消火栓に要する経費

基本的事項 水道料金の決定原則

水道料金の決定原則

公正妥当性

- 適正なサービスと料金水準
- 公平な料金体系

適正な原価

- 原価主義（総括原価、個別原価）

健全運営の
確保

- 資産維持費

地方公営企業法

（料金）

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法

（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

水道料金算定の仕組み

- 料金算定のプロセスについて、まず料金算定の期間を決定するとともに、期間内の水需要など業務量の見通しを立てます。
- 次に算定期間の事業運営に必要な原価（＝収入）を算定します。その原価を需要家費、固定費、変動費に分解したうえで、基本料金と従量料金に割り当てます。
- 算定期間内の収入として見込む基本料金と従量料金に合わせて料金表を作成します。

料金算定のプロセス

※参考文献:「水道料金業務業務の手引き」日本水道協会 令和8年2月

① 財政計画の策定

いつからいつまでの計画か 財政はどのような見通しか

- 料金算定期間の決定(3～5年)
- 水需要の予測 など

② 料金水準の算定

どれだけの収入が必要か (総括原価の算定)

- 料金総収入額の算定
- 資産維持費の算入 など

③ 料金体系の設定

どのようなバランス・体系で費用を負担していただくか

- 料金体系の選択
- 原価の分解・配賦

④ 料金表の確定

見込みどおりの収入が得られるように料金表を作成

①財政計画の策定

財政計画策定期間

財政計画策定期間は、令和8年度（2026）年度から令和17年度（2035）までの10年間とする。

- ・ 上下水道事業ビジョン、水道事業経営戦略と整合

料金算定期間

⇒ 料金算定の基礎となる原価（又は収支の状況）を集計する期間

料金算定期間は、令和9年度（2027）から令和12年度（2030）までの4年間とする。

※水道料金算定要領 ⇒ 算定期間はおおむね3年から5年としている。

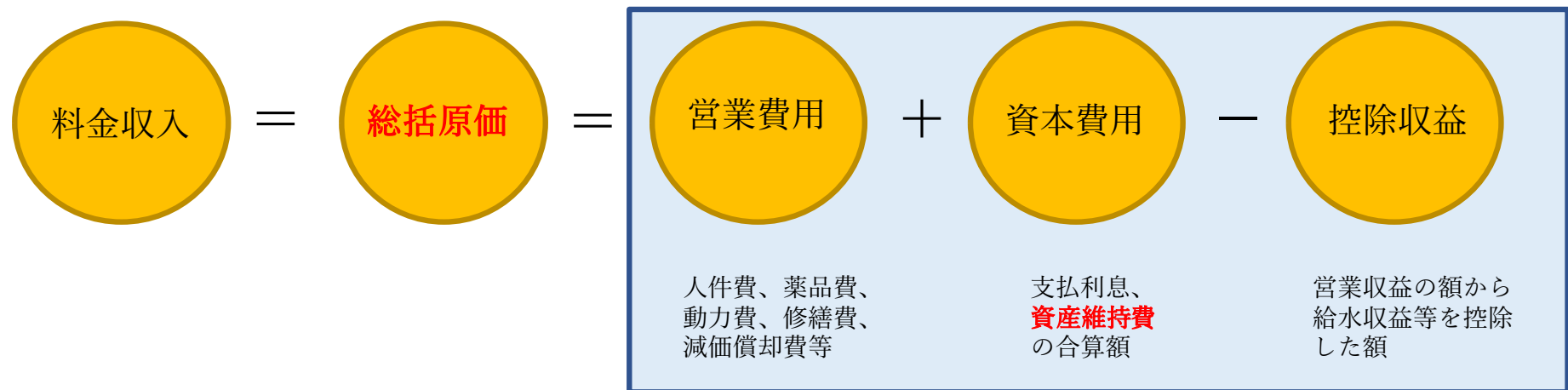
- ・ 現時点において令和9年度からの料金の在り方を検討

②料金水準の算定

総括原価の算定

総括原価方式……水道法及び同法施行規則に定める方式で、減価償却費など現金の支出を伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金総収入額と総括原価とが等しくなるように料金を設定するもの

総括原価 = 料金算定期間における料金総収入額 ⇒ 内容は下図に示すとおり



資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率

対象資産 ……料金算定期間の機種及び期末の平均償却資産残高
資産維持費 ……水道事業の状況を勘案して設定

水道法施行規則第12条第1号

料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

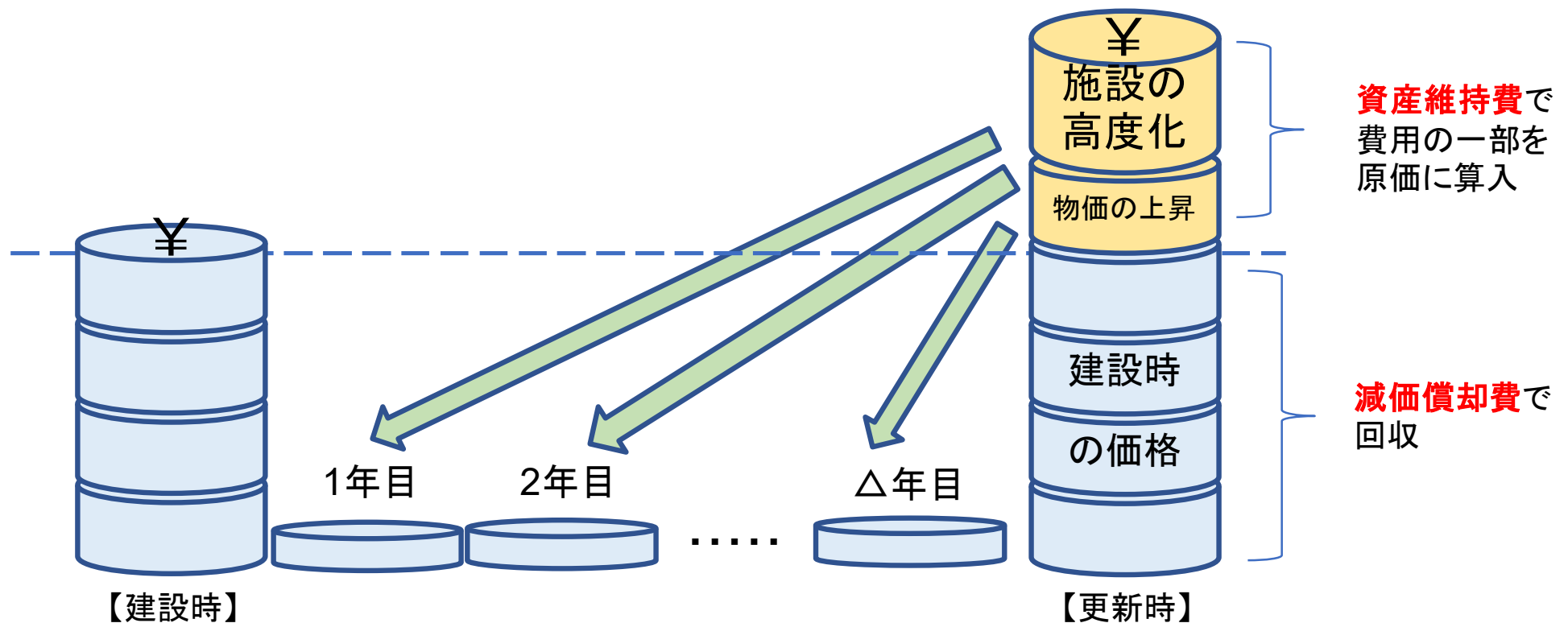
ロ 支払利息と**資産維持費**(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

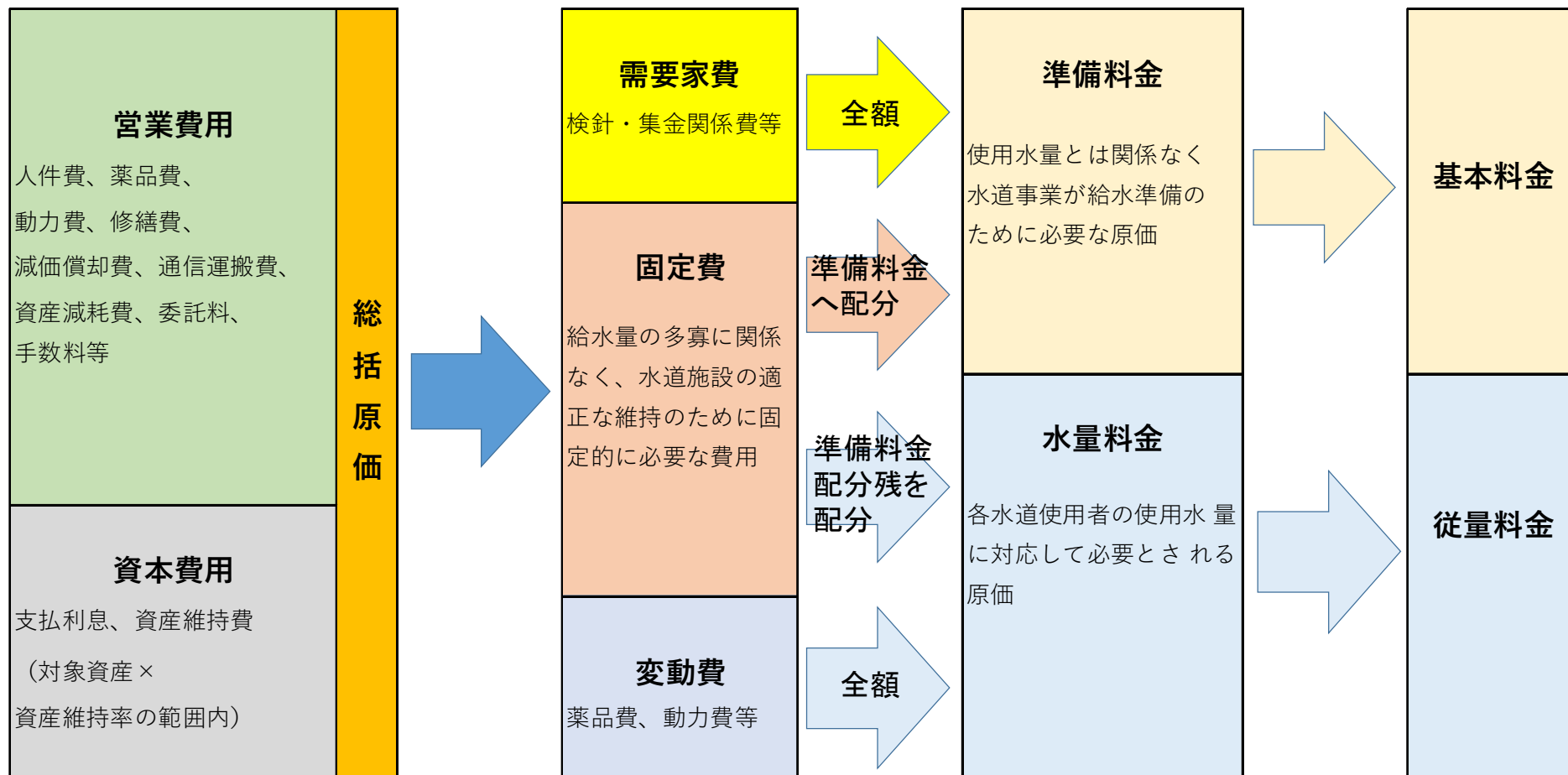
②料金水準の算定

◇資産維持費とは・・・水道施設の建設、維持、企業債の償還等に充てられる費用
物価上昇による減価償却費の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応し、
実体資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入
が認められているもの。

これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新や再構築、設備の再
調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障が生じることと
なる。



③料金体系の設定



④料金表の確定

- ・原価に見合う料金収入を得られるように、料金表を作成します。
- ・料金の構成には「一部料金制」と「二部料金制」があり、水道では主に「**二部料金制**」が採用されている。
- ・基本料金は、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別・**口径別**料金体系と呼ぶ。
- ・従量料金は、使用料に応じて単価を変動（**逦増**・逦減）させる場合と一定とする場合がある。



- ・登米市の料金体系は、口径別・基本水量なし・段階別逦増料金となっている。
- ・なお、口径φ100mmは基本水量付、段階別逦増料金となっている。

【1ヶ月あたり】※税込み

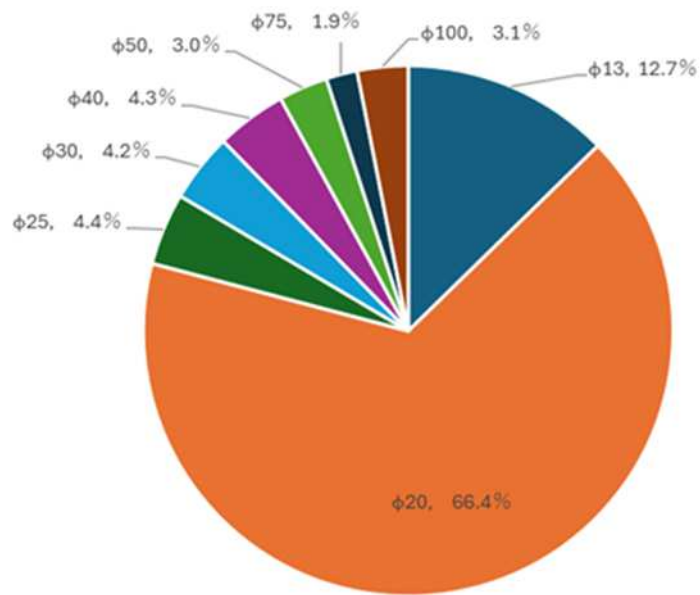
メーター口径 (ミリメートル)	基本料金 (円) ※1か月あたり	従量料金	
		水量区分 (立方メートル)	従量料金 (円)
13mm 20mm	1,540円	1m ³ ~10m ³	168円
		11m ³ ~50m ³	277円
		51m ³ ~	287円
25mm	27,830円	1m ³ ~100m ³	181円
30mm	37,950円	101m ³ ~400m ³	198円
40mm	44,330円	401m ³ ~	218円
50mm	126,500円	1m ³ ~500m ³	181円
75mm	202,400円	501m ³ ~2,000m ³	209円
		2,001m ³ ~	229円
100mm	1,518,000円	1m ³ ~10,000m ³	—
		10,001m ³ ~15,000m ³	119円
		15,001m ³ ~25,000m ³	129円
		25,001m ³ ~	139円

現行の本市水道料金表

参考 水道料金基本料金割合等

水道料金基本料金割合 (単位：%)

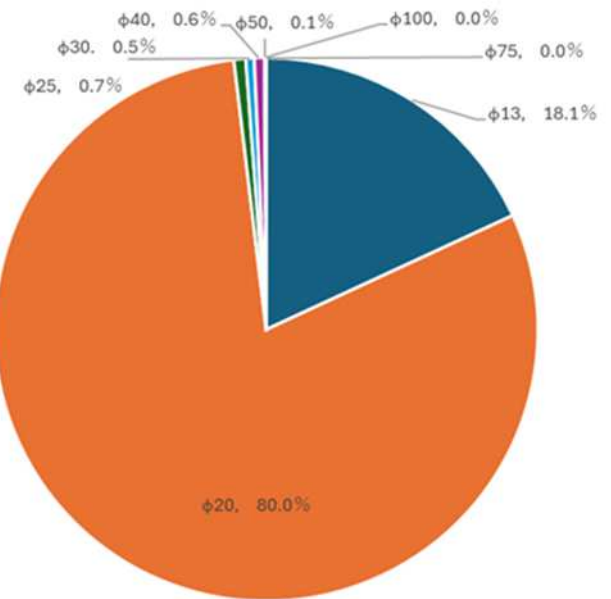
口径		基本料金	従量料金
小口径	φ13	33.2	66.8
	φ20	29.0	71.0
	計	29.7	70.3
中口径	φ25	55.3	44.7
	φ30	52.8	47.2
	φ40	59.6	40.4
	計	56.1	43.9
大口径	φ50	58.7	41.3
	φ75	47.4	52.6
	計	55.2	44.8
	φ100	93.6	6.4
合計		36.8	63.2



2024(R6)年度測定水量分布

・小口径水量は
79.1%

・件数は98.1%



2024(R6)年度測定件数分布

- ・水道料金中、基本料金は全体の36.8%
- ・小口径では29.7%、
- ・φ25～75で約55%
- ・φ100は基本水量付料金のため93.6%

※2024 (R6) 年度

参考 料金体系 料金体系の種類と統計

2025 (R7) 年 4 月 1 日付水道料金調べ (日本水道協会)

区分	基本料金 (準備料金)	従量料金 (水量料金)	事業体数		割合 (%)	
用途別	用途別 基本水量あり	単一従量料金	174	323	14.4	26.7
		段階別逓増料金	148		12.2	
		段階別逓減料金	1		0.1	
	単一制 基本水量あり	単一従量料金	1	10	0.1	0.8
		段階別逓増料金	9		0.7	
		段階別逓減料金	0		0.0	
	単一制 基本料金なし	段階別逓増料金	0	1	0.0	0.1
		用途別従量料金	1		0.1	
	計			334	27.6	
口径別	基本水量付	単一従量料金	140	416	11.6	34.3
		段階別逓増料金	272		22.4	
		段階別逓減料金	4		0.3	
	基本水量なし	単一従量料金	12	340	1.0	28.0
		段階別逓増料金	328		27.0	
		段階別逓減料金	0		0.0	
計			756	62.3		
その他	基本水量付 単一料金	単一従量料金	57	112	4.6	9.2
		段階別逓増料金	53		4.4	
		段階別逓減料金	2		0.2	
	基本水量なし 単一制	単一従量料金	1	11	0.1	0.9
		段階別逓増料金	10		0.8	
		段階別逓減料金	0		0.0	
	基本水量なし 基本料金なし	段階別従量制	0	0	0.0	
計			123	10.1		
合計			1,213			

※ 1. 基本料金で、基本水量あり (付) は全体の71.0%、なしは29.0%

※ 2. 従量料金で、単一制は31.8%、逓増性は67.5%、低減性は0.6%

・用途別は使用用途、口径別は水道メーターの口径に応じて料金を設定。

・基本料金について、基本水量付は基本水量の設定内は同じ基本料金で従量料金は無い。

・従量料金の段階別逓増制は、徐々に単価が高くなり、逓減性は徐々に安くなる。

・口径別が全体の62.3%
 ・基本水量あり(付)は全体の71.0%(小規模水道に多い)
 ・逓増制は全体の67.5%